

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案【小規模支援法】」の概要

資料5-2

1. 背景

- (1) 人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面。
- (2) 小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備することが喫緊の課題。

2. 法案の概要

- (1) これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を、中小機構の知見も活用しながら整備。
- (2) 小規模事業者の活性化と地域の活力向上は表裏一体。市区町村や地域の金融機関、他の公的機関、大企業・中規模企業等との連携の強化、地域製品の展示会の開催等、地域活性化にもつながる面的な支援を通じ、小規模事業者の活動を徹底的に支援。
- (3) 以上の取組を通じ、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国各地に構築。

3. 措置事項の概要

(1) 伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

一 需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画（「経営発達支援計画」）を国が認定・公表【第5条】。

(2) 商工会・商工会議所を中核とした連携の促進

一 計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援【第5条第3項】。連携主体が一般社団法人・一般財団法人（地域振興公社など）またはNPOの場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する【第20条】。

(3) 中小機構の業務追加

一 計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、中小機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施【第21条】。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築】

